

# 高崎市医療用ウィッグ等

## 購入費補助事業のご案内

高崎市では、がん治療等に伴う経済的負担を軽減するとともに療養生活の質の向上や就労などの社会生活を支援するため、医療用ウィッグや胸部補整下着等の購入費用の一部を補助しています。

### 補助の対象となる人

補助の対象となる人は、次の項目すべてに該当する人です。

- ・申請時点で本市に住民登録している人
- ・がん治療等に伴う脱毛や手術、傷病等により、外見の変化に対する補整具が必要な人。  
または、先天性の身体欠損により、補整具が必要な人

### 補助の対象となるもの

補助の対象となるのは、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内のものです。

- ・ウィッグ（かつら）、ウィッグ装着用ネット、毛付き帽子など
- ・胸部補整具（ノンワイヤーソフトブラ、パット、人工乳房など）
- ・エピテーゼ（顔面・鼻・耳・指などの人工ボディパーツ）

### 補助金額と内容

- ・1回30,000円まで

（ただし、購入費用額が30,000円未満の場合は、実際に支払った金額を補助します。）

- ・補助対象者1人につき2回まで申請できます。補整具の種類は問いません。
- ・クーポンやポイントを利用した場合、その分は対象外とし、実際に支払った分が対象となります。
- ・商品券やギフト券での支払いは対象となります。



## 申請方法

### 申請に必要な書類

- (1) 高崎市医療用ウィッグ等購入費補助金交付申請書<sup>※注1</sup>
- (2) 治療方針計画書、診療明細書、お薬手帳、診断書、障害手帳などの写し
  - ・ウィッグ：抗がん剤など脱毛の副作用のある薬剤名がわかる書類
  - ・胸部補整下着、人工乳房：手術の内容(乳房切除術等)がわかる書類
  - ・エピテーゼ：書類がない場合、自己申告書(様式第2号)<sup>※注1</sup>
- (3) 補整具購入時の領収書の原本(あて名、購入日、補整具名、購入額、領収書発行元等がわかるもの)
- (4) 対象者(申請者)の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
  - \*健康保険証の場合は被保険者番号と保険者番号を、マイナンバーカードの場合は番号を付箋等で見えないようにしてからコピーをしたものを添付してください。
- (5) 振り込み先口座が確認できる書類の写し(通帳など)
- (6) 請求書<sup>※注1</sup>

<sup>※注1</sup> 下記の申込先窓口やがん拠点病院等のがん相談支援センターに設置しています。  
また、高崎市ホームページからもダウンロードできます。

### 申請期限

補助の対象品を購入した日の翌日から起算し1年以内に申請してください。

### 申込先

申請に必要な書類をそろえて、高崎市保健所健康課健康づくり担当(郵送可)  
または各保健センターへ

## お問い合わせ先・郵送先



〒370-0829 高崎市高松町5番地28  
高崎市保健所 健康課 健康づくり担当  
Tel.027-381-6114

